

広島県博物館協議会条例（平成十三年三月二十六日広島県条例第3号）

（設置）

第1条 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、広島県博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べる機関とする。

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、教育委員会が任命する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（広島県立美術館協議会条例の廃止）

2 広島県立美術館協議会条例（昭和43年広島県条例第38号）は、廃止する。

（広島県立歴史博物館設置条例の一部改正）

3 広島県立歴史博物館設置条例（平成元年広島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。